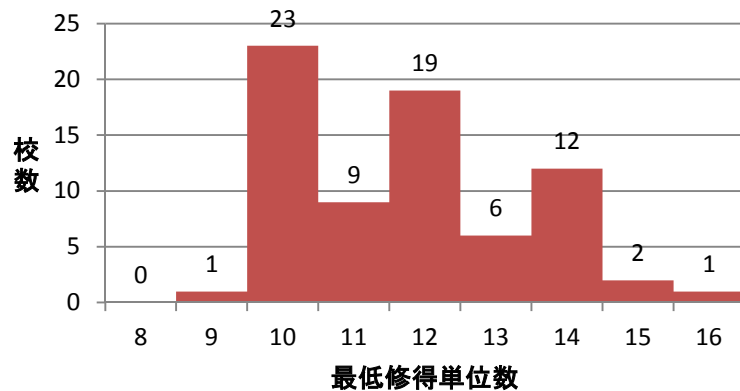


# 法律実務基礎科目の現状について①

## 1. 法律実務基礎科目に関する最低修得単位数について

- 各法科大学院において、法律実務基礎科目として**平均約12単位**の修得を課している。(必修又は選択必修科目の計)



(10~14単位に設定している大学が大半を占めている(計**69校**))

※全73大学中の**約95%**

## 2. 担当教員について

- 法律実務基礎科目として、H25年度に全73大学において810科目が開講されている。

(必修:333科目、選択必修科目:296科目、選択科目その他:181科目)

- 上記の**必修科目全333科目のうち、311科目(約93.4%)**は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない22科目の内訳は、「法情報調査」、「法情報処理」、「法情報検索演習」等)

- 上記の**選択必修科目全296科目のうち、270科目(約91.2%)**は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない26科目の内訳は、「法情報論」、「リサーチペーパー」、「ベンチャー社会と法」、「エクスターンシップ」等)

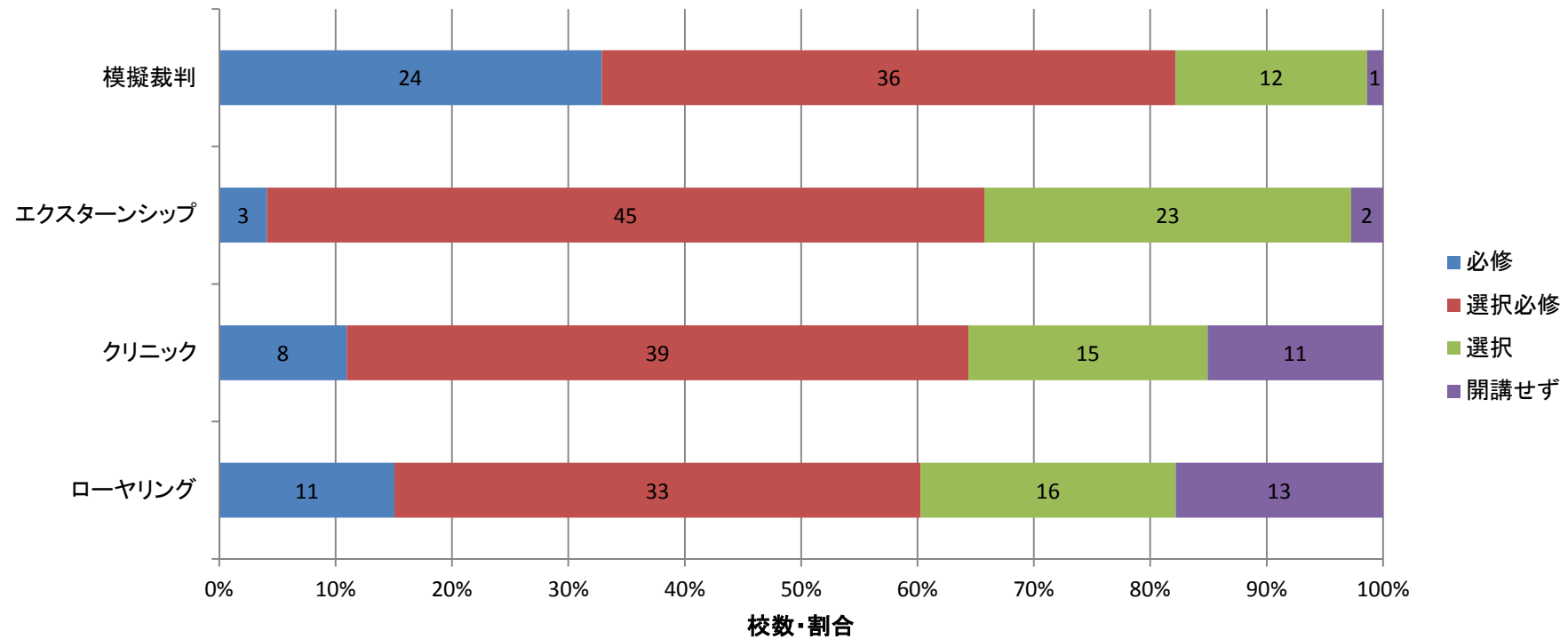
- 上記の**選択科目等全181科目のうち、156科目(約86.2%)**は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない25科目の内訳は、「法情報調査」、「法律英語」、「企業法務論」、「エクスターンシップ」等)

# 法律実務基礎科目の現状について②

## 3. 体験的な法律実務基礎科目の取扱いについて

○ 体験的な法律実務基礎科目については、各大学によって開講形態のばらつきはあるものの、全ての法科大学院において体験的な法律実務基礎科目が開講されている。



	模擬裁判	エクスターンシップ	クリニック	ローヤリング
必修	32.9%	4.1%	11.0%	15.1%
選択必修	49.3%	61.6%	53.4%	45.2%
選択	16.4%	31.5%	20.5%	21.9%
開講せず	1.4%	2.7%	15.1%	17.8%

# 共通的な到達目標モデル(第二次修正案)の取扱いについて

- ・法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルとして、平成22年9月、「共通的な到達目標モデル(第二次修正案)」が全法科大学院に対し提示
- ・各法科大学院では、そのモデルを踏まえ、具体的な到達目標を設定するとともに、カリキュラムの改善を実施

## □ 到達目標を策定、もしくは策定予定である法科大学院

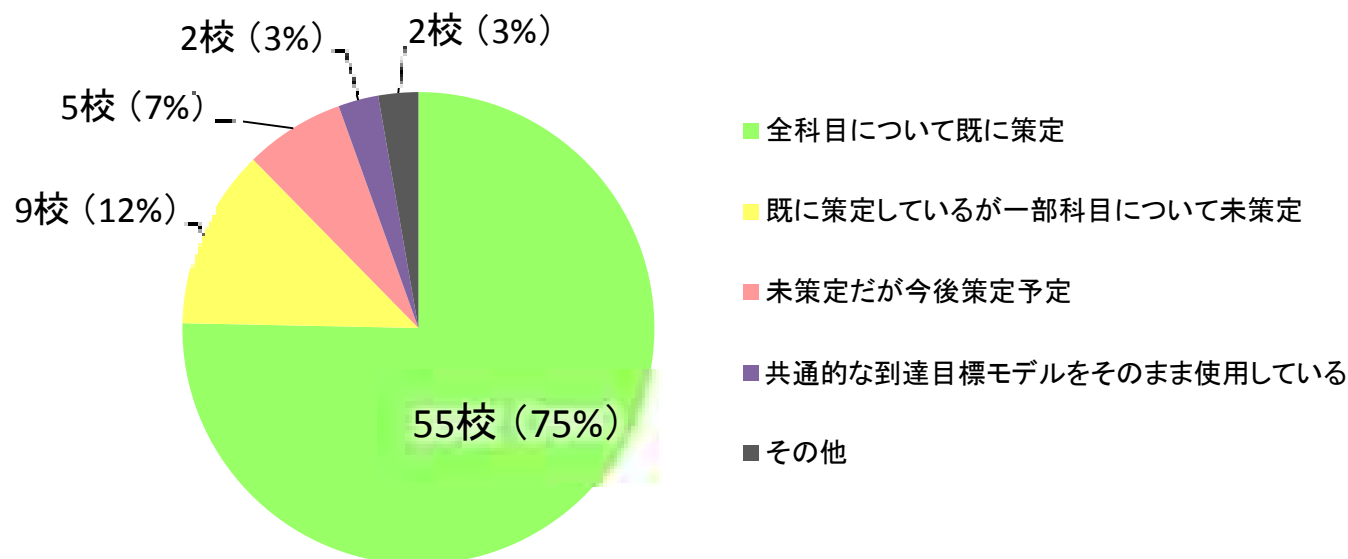
(平成23年6月時点)

(平成25年4月時点)

52校 ※



69校 (全体の94.5%)



※平成23年時点のデータは、法科大学院協会発表資料による

# 活動領域の拡大に向けた取組等の実施状況について①

- 活動領域拡大の取組として、
  - 法曹又は修了者の職域拡大に向けた取組を実施している旨回答した法科大学院 52校
  - 特に企業における活動領域を視野に入れた授業等を整備している旨回答した法科大学院 62校

## 法曹又は修了者の職域拡大に向けた取組例

- メーリングリストやホームページ等を用いた求人情報の共有、学生に対するジュリナビへの登録の促進
- 自治体の法制執務担当者等による講義の提供、企業の法務担当者等による講演会の開催
- 法律事務所や企業、自治体等へのエクスターンシップの実施
- 学生が修了生や若手研究者等と交流できる座談会や講演会等の開催
- 就職支援に係る学内の体制整備と相談の機会等の提供
- 地元弁護士会との連携強化を通じた就職説明会や懇談会の開催
- 修了生の就職状況調査の徹底
- 企業や自治体に対する法曹又は修了者の採用促進の依頼、実務家教員を通じた就職先の紹介・仲介
- ビジネスマナーの指導

## 企業における活動領域を視野に入れた授業等の整備例

- 弁護士や公認会計士、その他企業法務に造詣の深い教員による「企業法務」、「金融取引法」、「知的財産法」、「労働法」といった授業・演習の開講
- ビジネス法分野の授業科目の重点配置やビジネス法コースの開設
- 学生に対する企業法務に強いインハウスロイヤーを目指すための科目配置の提示
- 企業法務分野からの実務家教員の採用
- インハウスロイヤーによる講演会の開催
- 地域の特性を反映した法律相談を活用したリーガルクリニックの実施